

我が国におけるPFIに係る最近の主な動向

平成23年 5月 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
法改正法成立

①PFIの対象施設の拡大、②民間事業者による提案制度の導入、③公共施設等運営権の導入、④実施方針の策定見通し等の公表の義務化、⑤民間資金等活用事業推進会議の創設
(会長：内閣総理大臣) 等

平成24年 3月 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施
に関する基本方針の改正

平成24年 7月 日本再生戦略(閣議決定)

【2020年までの目標】
2010年～2020年のPFIの事業規模：少なくとも約10兆円以上 等

平成24年 8月 政府一体となったPFI事業の一層の推進に向けた取組方針
(民間資金等活用事業推進会議決定)

利用料金による事業資金の回収や他の収益事業との組合せを図ること等を通じ、財政負担の大幅な縮減や自由度の高い民間の事業機会の創出を目指す新たなモデルによるPFI事業の掘り起しに重点的に取り組むことが、緊急の課題。 等

平成24年 8月 政府一体となったPFI事業の一層の推進に向けた取組方針
(民間資金等活用事業推進会議決定)

下記のとおり、PFI事業の掘り起し、事業モデルの具体化・提示等への取組を重点的に進め、案件形成の促進を図る
① 公共施設等の一部を活用して民間施設等を運営するなど、公共施設等を付帯事業と一体で運営するもの。
② 副産物の活用や太陽光パネルの設置等を行うなど、公共施設等の運営の効率性・収益性を高める工夫を行うもの。 等

平成25年 1月 日本経済再生に向けた緊急経済対策(閣議決定)

第3章 具体的施策
II. 成長による富の創出
1. 民間投資の喚起による成長力強化
(3) 国際競争力強化等に資するインフラ整備等
(略) PFIの推進や耐震・環境性能を有する良質な不動産形成のための官民ファンドの創設等により、民間資金を活用したインフラ整備等を推進する。
・PFIの推進による民間資金を活用したインフラ整備：「民間資金等活用事業推進機構」の創設、管理者が異なる複数施設に係るPFIの推進 (内閣官房・内閣府)

平成25年 3月 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
の一部を改正する法律案(閣議決定・国会提出)

官民連携によるインフラファンドの機能を担う(株)民間資金等活用事業推進機構の設立 等

(今後の予定) 公共施設等運営権等に係るガイドラインの策定

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）の一部を改正する法律案の概要

- 官民連携によるインフラファンドの機能を担う（株）民間資金等活用事業推進機構を設立し、独立採算型等のPFI事業に対し金融支援等を実施することにより、国の資金を呼び水としてインフラ事業への民間投資を喚起し、財政負担の縮減や民間の事業機会の創出を図り、我が国の成長力強化に寄与する。

法案の概要

- 日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定）
 - Ⅱ 成長による富の創出
 - 1. 民間投資の喚起による成長力強化
 - (3) 国際競争力強化等に資するインフラ整備等
 - PFIの推進（略）により、民間資金を活用したインフラ整備等を推進する。
 - PFIの推進による民間資金を活用したインフラ整備：
 - 「民間資金等活用事業推進機構」の創設（略）

株式会社民間資金等活用事業推進機構

- 機構の主な業務
 - ・ 独立採算型等（コンセッション方式を含む。）のPFI事業等に対する出融資（優先株・劣後債の取得等）
 - ・ PFI事業者等に対する専門家の派遣及び助言
- 機構への出資等
 - ・ 官民による共同出資，政府保証等
- その他
 - ・ 業務の中立性・公平性の確保等のため，機構への民間資金等活用事業支援委員会の設置や国による監督等により，ガバナンスを確保
 - ・ 機構は15年間（平成40年3月末）を目途に業務終了

